

## 【表紙】

【発行登録番号】 31 - 外 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 1月16日

【会社名】 ゴールドマン・サックス・インターナショナル  
(Goldman Sachs International)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター  
ステファン・ボリンジャー  
(Stefan Bollinger, Managing Director)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 EC4A 2BB フリート・ストリート  
133、ピーターバラ・コート  
(Peterborough Court, 133 Fleet Street, London  
EC4A 2BB United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 福 田 淳  
同 柴 田 育 尚  
同 梶 谷 裕 紀  
同 須 藤 綾 太  
同 高 山 大 輝  
同 宮 崎 太 郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成31年 1月24日）から 2 年を経過する日（平成33年 1月23日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 5,000億円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項はありません。

### 第2【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【売出有価証券】

##### 【売出社債（短期社債を除く。）】

未定

#### 2【売出しの条件】

未定

### 第3【その他の記載事項】

有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2017年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

2018年6月29日に関東財務局長に提出

事業年度 2018年度（自 2018年1月1日 至 2018年11月30日）

2019年5月31日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 2019年度（自 2018年12月1日 至 2019年11月30日）

2020年6月1日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書およびその添付書類

事業年度 2018年度中（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）

2018年9月27日に関東財務局長に提出

事業年度 2019年度中(自 2018年12月1日 至 2019年5月31日)

2019年9月2日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 2020年度中(自 2019年12月1日 至 2020年5月31日)

2020年8月31日までに関東財務局長に提出予定

### 3【臨時報告書】

該当事項はありません。

### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項はありません。

### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項はありません。

### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項はありません。

### 7【訂正報告書】

該当事項はありません。

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」という)の第一部第34「事業等のリスク」に記載された事項について、以下の事項を追加します。なお、これらの事項について、本発行登録書提出日(平成31年1月16日)において重要な変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本発行登録書提出日(平成31年1月16日)現在、当該事項に関する発行会社の判断に重要な変更は生じておりません。

以下は、2018年9月30日に終了した第3四半期に係る当社の未監査四半期財務報告書の抄訳です。

#### 自己資本および適格債務の最低基準

イングランド銀行は2018年6月、内部自己資本および適格債務の最低基準(「MREL」)の政策方針を公表した。かかる方針により、当社のような外国金融グループの英国における重要な子会社は、その破綻処理事業体(当社の場合はグループ・インク)への損失の移転を容易化するため、内部MRELの最低要件を満たすことが必要となる。この内部MRELの最低要件に係る経過措置は、2019年1月1日より段階的に導入され、2022年1月1日付で完全に発効する予定である。当社は、現在の規制上の自己資本の水準に加え、グループ会社間の借入金の一部を、劣後、満期およびペイ・イン・トリガーの要件を満たすように適宜修正することによって、内部MRELの要件を満たすことができると予想している。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項はありません。

### 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。